

深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2013年10月4日

今月のトピックス 「NISAについて思うこと」

少額投資非課税制度、愛称「NISA」の本申し込みが10月1日より始まりました。投資を行っている人であれば、さまざまな金融機関からNISAの口座開設案内などが来ていることでしょう。NISAは、上場株式等にかかる軽減税率10%が2013年12月で終了し、2014年1月から本則の20%に戻ることによる激変緩和措置として導入されるのですが、「非課税口座」が新たに導入されるということで口座獲得合戦が開始される形となりました。9月末までに予約申し込みをされた人が300万人を超えている等々、煽るような報道も見受けられますが、私はこの合戦を冷ややかな目で見ています。

右の図は金融庁のHPよりNISAの概要をまとめたものです。冷ややかに見ている理由は、口座開設が可能となる対象者は約1億350万人(平成24年3月末の住民基本台帳)と実に1億人を超えているにもかかわらず、これまで投資を行った人を囲い込むことに終始しており、投資を行う人を増やそうという努力があまりにも見られないからです。

私はNISAは、新たに投資を始める人を増やす最後のチャンスではないかと考えています。これまで頑なに投資を行ってこなかった人も、アベノミクスによるインフレ政策が掲げられた以上、資産運用の一部に投資を組み入れていく必要に迫られています。預貯金や債券だけの運用では貨幣価値を目減りさせてしまうばかりか、税金や社会保険料の今後の負担増を考えれば、可処分所得が減少していくというダブルパンチが家計を襲ってくることになるのです。可処分所得を増やすことが難しい以上、資産に働いてもらうことがますます重要です。そこに「非課税」というインセンティブが加われば、これまで投資を行わなかった人を投資に踏み出させることができると思われますが、一向に投資家を増やす動きが見られないのが残念でなりません。

投資家という池が大きくなることを願う一方で、非課税というインセンティブに過大な期待を抱かない方がよいとも思います。年間100万円、最高500万円から発生する利益が最長5年間(繰り越せば10年間)非課税になるのがNISAですが、その対象商品はすべて元本が保証されていない金融商品。かつての少額貯蓄非課税制度(マル優制度)と異なり、必ず非課税の恩恵に預かれるということはないのです。つまりNISAで非課税の恩恵を受けるためには「利益」を確保するという前提にしなければならないということです。また、NISAでは他の所得との損益通算、損失の繰越控除などの制度が使えないため、損失を被った場合は、極端な話、百害あって一利なしなのです。言葉は悪いですが、勝ち逃げ(売却して儲ける)しないかぎり非課税の効果を得られません。投資の基本は長期分散投資です。NISAが期間限定の措置である限り、割り切って勝ち逃げを意識した利用の仕方があると思われま

NISAの概要

制度対象者	20歳以上の日本国内居住者
非課税対象商品	上場株式など、公募投資信託の配当金や譲渡益
非課税投資枠	新規投資額で年間100万円が上限(最大500万円)
非課税期間	最長5年間 ※期間終了後、新たな非課税枠への移行による継続保有が可能
投資可能期間	平成26年～平成35年(10年間)
口座開設数	1人につき1口座

※金融庁HPより作成